

救急隊と老人保健施設が行う救急連携訓練

富山県東部消防組合

魚津消防署

あらちよしかず
荒地昌和

救急隊の主な業務の一つに「**救急搬送**」があります。交通事故や災害の他、家庭や職場等で発生した急病や事故を、適切な病院に救急搬送しています。そして現在は老人保健施設等から病院への救急搬送、病院から三次救急病院への転院搬送（病院に収容された患者が、より専門的な治療を必要とする場合、病院からの依頼に基づいて他の病院へ搬送すること）も多くあります。平成24年1年間で魚津消防署での救急出動件数は1,457件となりました。

平成21年から**救急医療週間**（9月9日の「救急の日」を含む1週間）に市内にある老人保健施設を対象として、救急隊と有事の際を想定した**救急連携訓練**を実施しています。今回は、この救急連携訓練の概要を紹介いたします。

救急隊と老人保健施設（以下、施設とします。）が行う救急連携訓練は、平成21年から計5回、6施設で行いました。施設入所者の心肺停止等の状況に対して、①施設職員が情報収集、②関係機関等への通報並びに応急手当、③救急隊への通報が迅速・的確に行える事を目的としています。

訓練の想定内容

施設における救急連携訓練は、3事例を想定しています。

- * 施設内の日常生活において突然の心肺停止になった状態
- * 食事をしていて喉に食物が詰まった状態（気道異物）
- * 入浴中、溺水事故に陥った状態



救急隊と老人保健施設職員の連携訓練

訓練の概要

- ・施設職員が入所者の異変に気づき、他の職員に応援を求め、119番通報や施設関係者にAEDの手配を依頼します。発見した職員は、心肺蘇生法やその他の必要な応急手当（異物除去法など）を実施します。
- ・AEDを取って来た施設職員が、メッセージに従い電気ショックを実施。施設職員で協力、交替しながら心肺蘇生法や必要な応急手当を継続します。
- ・救急隊が到着後、施設職員が救急隊に、入所者情報や応急手当について引き継ぎます。簡潔で的確な情報提供をします。

訓練の効果

救急隊と施設の救急連携訓練を実施することで、救命率の向上が期待できます。また訓練により、施設職員の知識や救命技術の向上、救急隊員との顔の見える関係を構築することで、救急現場活動がスムーズに行え、搬送時間の短縮と患者負担の軽減につながります。

今後は、老人保健施設だけでなく、市内ショッピングセンターや公衆浴場、ホテル等でも同様の救急連携訓練を実施したいと考えています。各施設職員の応急手当に関する知識・技術の向上を図り、この地域の救命活動の連携と充実に努めていきます。



救急講習の問い合わせ先

富山県東部消防組合 魚津消防署救急係
電話 0765-24-0119

※ 救急講習の内容や申込みについては、ホームページにも掲載されています。お気軽にお問い合わせ下さい。

写真中央 救急隊長 荒地昌和さん：老人保健施設の職員に応急手当を指導しています。